

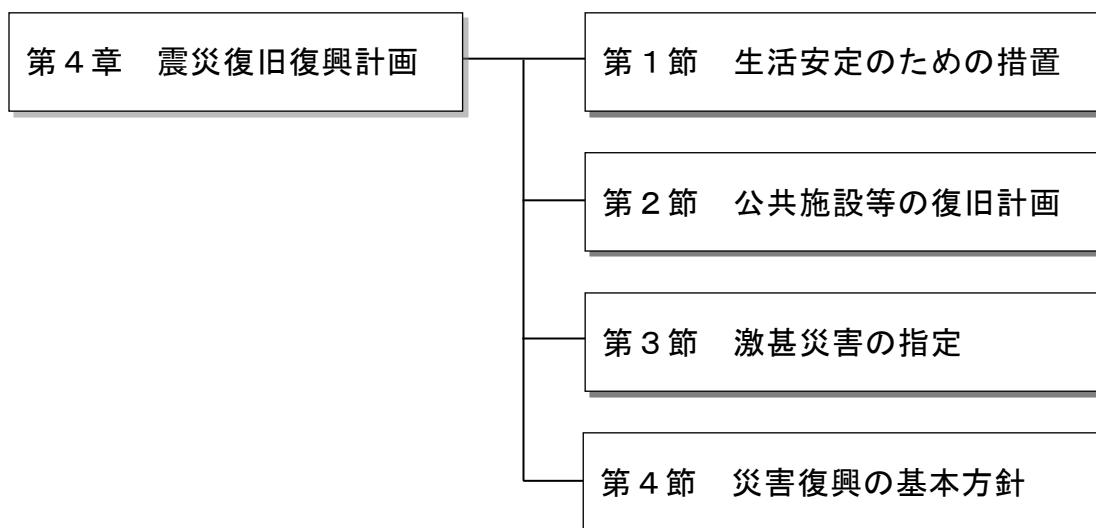
第4章 震災復旧復興計画

大規模地震の発生に伴い多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。

本市は、人心の安定と社会的秩序の維持を図るため、各防災機関は協力して生活安定のための措置を講じるものとする。

また、被災した公共土木施設、都市施設及び農業施設に対する応急措置後は、本来の生活基盤、都市基盤及び農業生産基盤を維持するとともに、災害の拡大・再発防止を目指した災害復興計画を策定するものとする。

«施策の体系»



第1節 生活安定のための措置

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の支援について次の計画を定めるものである。

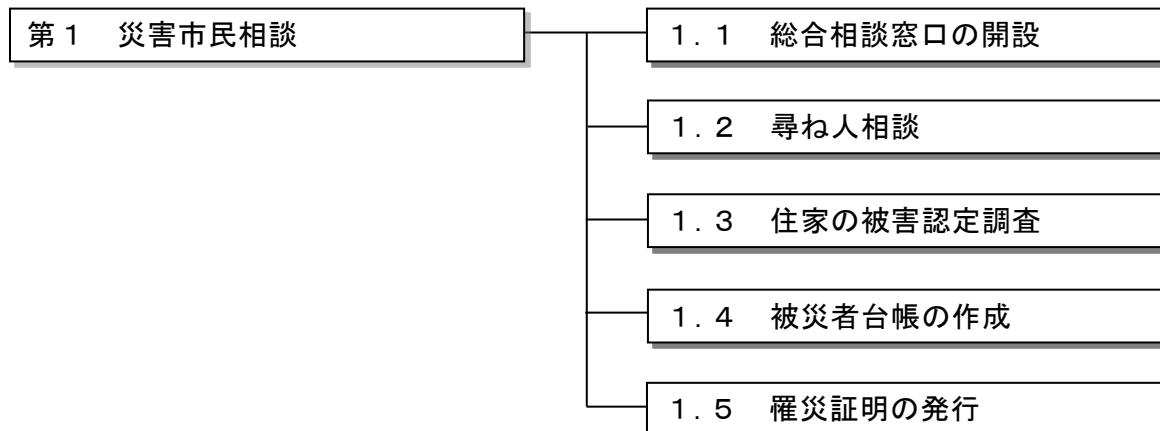
第1 災害市民相談

第2 被災者の生活確保

第3 農業・中小企業への支援

第1 災害市民相談

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。



1. 1 総合相談窓口の開設【市民支援班、関係各課】

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。

そのような不安を解消するために、「市民支援班」は、関係各課と協力・連携し、総合相談窓口を開設する。

総合相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容を調整するなど柔軟に対応する。

(1) 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免・徴収猶予、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

(2) 各専門分野での相談

- ① 医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅に関する相談を受ける。
- ② 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣を要請する。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

(3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

(4) 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって提供する。

(5) その他

- ① 被災者からの要望を聞きっぱなしに終わらせることのないようにする。
- ② 必要に応じて避難所の巡回相談を行う。
- ③ 要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

1.2 尋ね人相談【広報情報班、市民支援班】

(1) 相談窓口の開設

① 正確な情報の把握

「広報情報班」は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し、「市民支援班」に報告する。

② 警察との連携

「市民支援班」は、「広報情報班」が収集した被災者に関する情報を整理する。

(2) 情報の提供

① 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用

② 臨時広報等の発行、避難所等への掲示、市ホームページ

③ 東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」の活用

《参考（阪神・淡路大震災の場合）》

情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について、全国各地の被災者の親戚・知人・友人等からの安否の照会が市役所、警察、避難所に寄せられた。

1.3 住家の被害認定調査【被害調査税務班、住宅対策班】

(1) 被害認定調査の準備

「被害調査税務班」及び「住宅対策班」は、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府）」を参考に被害認定調査のための事前準備を行う。

① 調査計画の策定

調査計画を策定するため、市内家屋の被害状況を把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要に応じて航空写真を撮影する。また、設定した調査期間に必要な調査人数を確保できるかを把握する。

② 調査員の確保

ア 調査班の編成と調査地区割りの検討

イ 庁内のみでは必要な人数が確保できない場合、埼玉県及び他の地方公共団体等へ、応援人員数や職種、応援期間について明確にした上で応援を依頼する。

ウ 応援人員の受け入れを行う場合は、業務内容の説明や、研修会の開催、資機材の確保など受援体制を整える。

③ 調査備品等の準備

ア 調査携帯品の調達、準備（メジャー、調査票、土地家屋現況図又は住宅地図等）

イ 調査員運搬用車両の確保、手配

(2) 被災家屋調査の実施

調査班は、次の要領で調査を実施する。（詳細は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）参照のこと。）

① 地震

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。ただし、調査棟数が少ない場合等は、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することもできる。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施し、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いのもと、内部立入調査を行う。ただし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

② 水害

水害により被災した住家に対する被害調査は、戸建て（木造・プレハブ）の1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。ただし、調査棟数が少ない場合においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することもできる。なお、水害による被害だけではなく風害による被害を伴う場合は、2次調査の1段階のみで実施する。

第1次調査は、戸建て（木造・プレハブ）の1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行い、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査の対象に該当しない場合又は第1次調査を実施したが判定に至らなかつた場合に実施し、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いのもと、内部立入調査を行う。ただし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

③ 風害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いのもと、内部立入調査を行う。ただし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

④ 再調査

調査（地震・水害による被害の場合は第2次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

また、再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに、

当該被災者に示すものとする。

⑤ 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。このため、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されることは限らない。

1. 4 被災者台帳の作成【被害調査税務班、要配慮者支援班、 生活再建班、市民支援班】

「被害調査税務班」は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、「要配慮者支援班」、「生活再建班」、「市民支援班」と連携し、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成する。

(1) 被災者台帳に記載又は記録する事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 世帯の構成
- ⑦ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況（家屋の被害認定調査結果）
- ⑧ 罷免証明書の交付の状況
- ⑨ 援護の実施の状況
- ⑩ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑪ 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合は、その提出先
- ⑫ 上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の提供・利用・収集

① 本人への情報提供

市は、本人から台帳情報の提供を求められたときは、求められた台帳情報を本人へ提供することができる。

② 本人の同意を得た情報提供

市は、本人の同意があるときに限り、本人が同意した提供先へ本人の同意の範囲内で台帳情報を提供することができる。

③ 内部利用

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用することができます。

④ 台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼

市は、関係地方公共団体等へ被災者台帳整備に必要な情報の提供を求めることができる。

⑤ 他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼

市は、他の地方公共団体から被災者の援護のために台帳情報の提供を求められたときは、必要な限度で、台帳情報を提供することができる。(本人の同意は不要とされている。)

⑥ 被災者台帳を作成している旨の伝達又は公表

市が被災者台帳を作成していることを利用申請対象者が認識できるよう、市は被災者台帳を作成した際には、被災者台帳を作成している旨及び台帳情報の事項等について、台帳情報を提供する可能性のある者等に伝達するか又は公表する。

『【様式】 様式第9号「被災者台帳情報提供申請書（本人）」』参照

『【様式】 様式第10号「被災者台帳情報外部提供同意書」』参照

『【様式】 様式第11号「被災者台帳情報提供依頼書（地方公共団体）」』参照

『【様式】 様式第12号「被災者台帳情報提供依頼書（NPO・民間等）」』参照

1.5 罹災証明の発行【市民支援班、市民課】

(1) 罹災証明の実施

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当って必要とされる住家等の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

なお、市は、被災者から罹災証明の申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた次に示すものを対象とする。

①住家の被害

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

②住家以外の被害（住家の被害に加えて次のような被害がある場合）

人的被害、非住家、構造物、動産（家財や自動車など）の被害

(3) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、災害対策本部が設置されている場合は「市民支援班」が担当し、それ以外の場合は市民課が担当するものとする。

ただし、火災による罹災証明は、消防本部が行うこととする。

(4) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の居住世帯主、世帯構成員及び所有者の申請に基づき、市長又は消防本部が作成した、罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととし、証明手数料は免除する。

なお、罹災証明書に記載する「住家の被害の程度」及び「住家以外の被害」については、原則、被災者台帳に基づき、記載するものとし、発行後は、被災者台帳に交付状況を記載するものとする。

『【様式】様式第5号「罹災証明書』参照

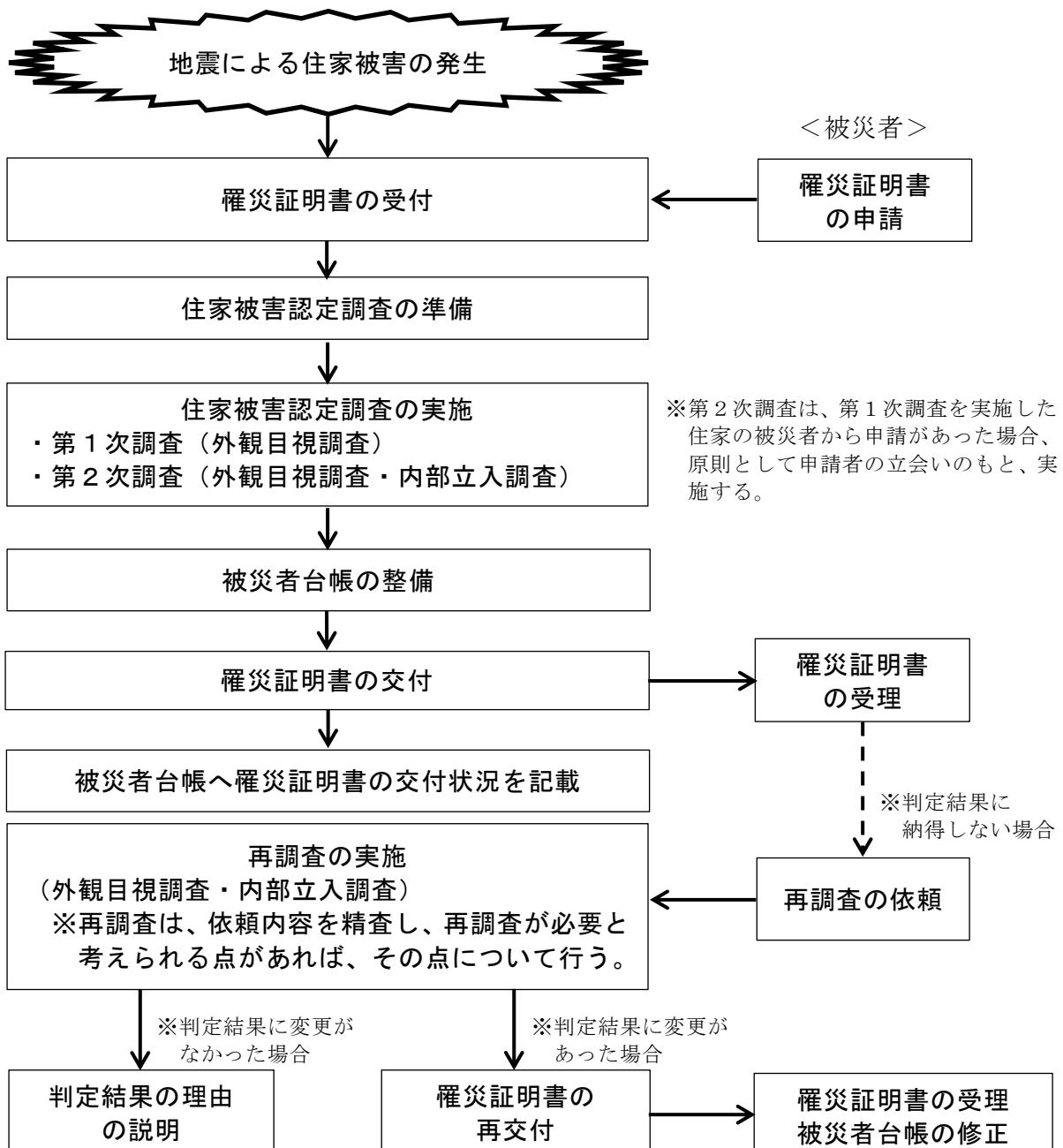
(5) 広報と相談窓口の設置

罹災証明書に関する広報を「広報情報班」に依頼し、広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。

特に、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と住家被害認定調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

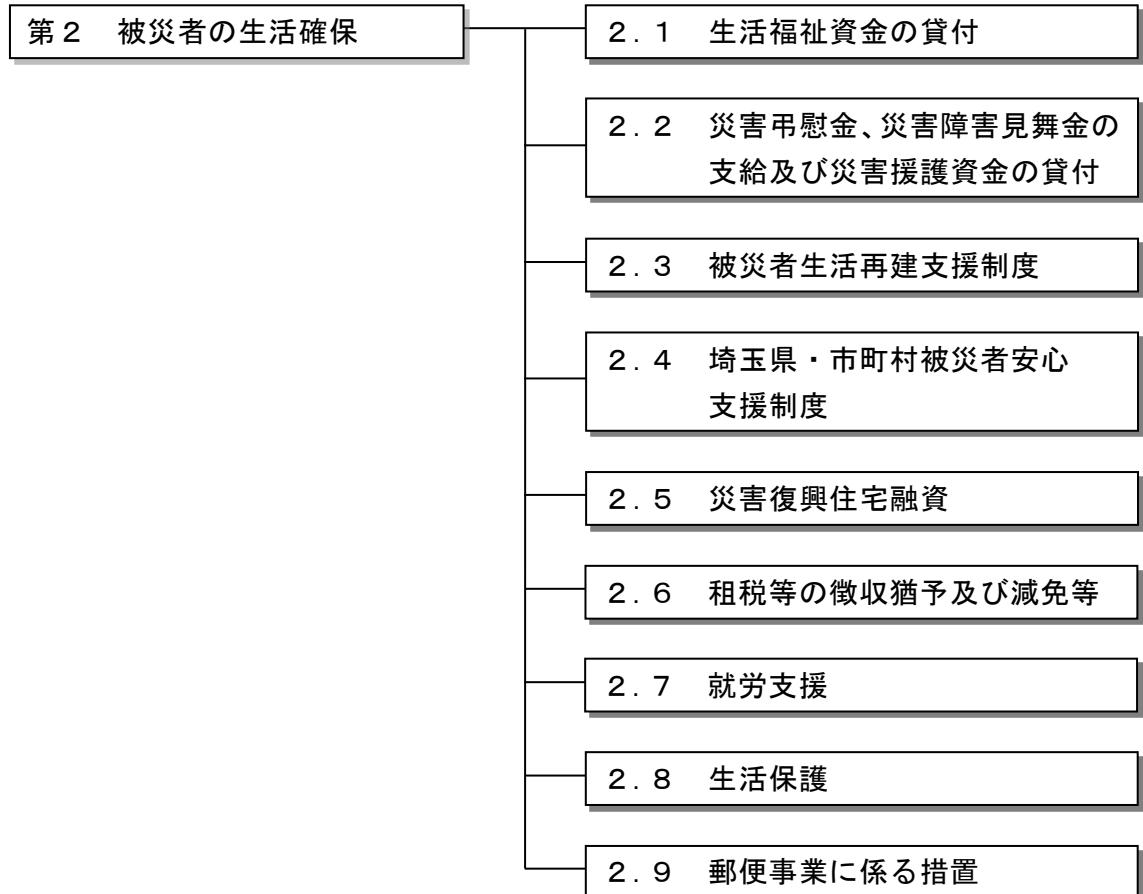
また、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

□大地震発生後の住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付の流れ



第2 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、住宅の再建等の施策を講ずるものとする。



2.1 生活福祉資金の貸付【市社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対して速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

| | |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護をする高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく、災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 貸付限度 | 150万円以内 |
| 資金使途 | 滅失した家財の購入、転居費用等 |
| 貸付条件 | 償還期間：6ヶ月以内の据置期間経過後7年以内 貸付利率：連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% |

(2) 住宅の補修等に必要な経費

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく、災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 貸付限度 | 250万円以内 |
| 資金用途 | 現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用 |
| 貸付条件 | 償還期間：6ヶ月以内の据置期間経過後7年以内 貸付利率：連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% |

2.2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

【地域福祉課、障がい福祉課】

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

□災害弔慰金の支給

| | |
|------------|---|
| 対象災害 | ① 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合 ⇒ 当該市町村の災害による被害が対象 ② 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合 ⇒ 県内全市町村の同一災害による被害が対象 ③ 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合 ⇒ 県内全市町村の同一災害による被害が対象 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合 ⇒ 全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象 |
| 支給対象 | ① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者 |
| 支給対象 遺族 | 死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象がおらず、さらに死者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。 |
| 支給額 | ① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円 |
| 費用負担 | 国1/2、県1/4、市町村1/4 |

□災害障害見舞金の支給

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 対象災害 | 災害弔慰金の場合と同様 |
| 支給対象者 | 上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者 |
| 支給額 | (① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円) |
| 費用負担 | 災害弔慰金の場合と同様 |

□災害援護資金の貸付

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| 対象災害 | 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1市町村でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。 | | |
| 貸付対象者 | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ②〃 2人 430万円 ③〃 3人 620万円 ④〃 4人 730万円 ⑤〃 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円 | | |
| 貸付対象となる被害 | ① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害 | | |
| 貸付金額 | ① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害〃 150万円 ③ 住居の半壊〃 170(250)万円 ④ 住居の全壊〃 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失〃 350万円 ⑥ ①と②が重複〃 250万円 ⑦ ①と③が重複〃 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複〃 350万円 ※ ()は、特別の事情がある場合の額 | | |
| 償還期間 | 10年間とし、据置期間は、そのうち3年間 | | |
| 利率 | 保証人あり無利子。保証人なし年1.5% (措置期間中は無利子) | | |
| 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦 | | |
| 負担割合 | 貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担 | | |

『【資料】第2.22「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例」』参照

『【資料】第2.23「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」』参照

2.3 被災者生活再建支援制度【市民課、地域福祉課】

(1) 制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

□被災者生活再建支援制度

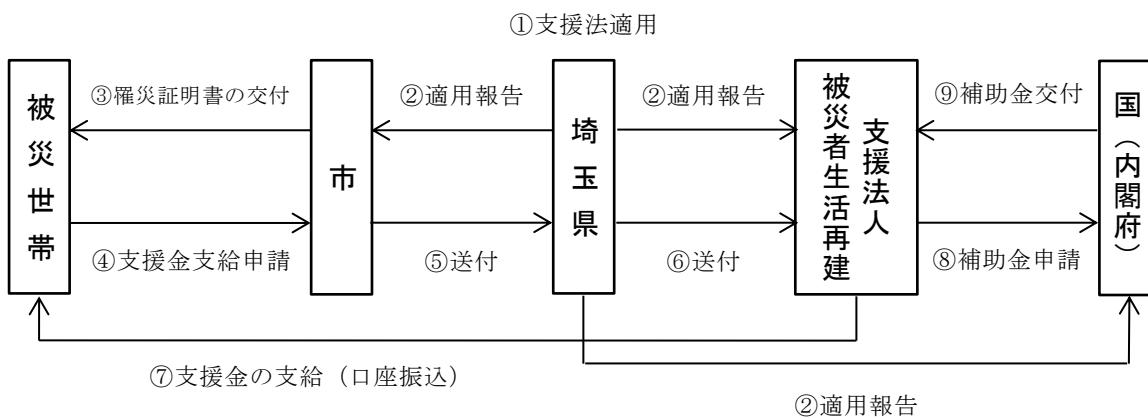
| 目的 | 被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|---------|------------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-----|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-----|-------|------|------|
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象災害の規模 | <p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～④の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援対象世帯 | <p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合50%以上 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満 半壊：損害割合20%以上50%未満</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援金の額 | <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>〈全壊等〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table> <p>〈中規模半壊〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</p> | 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------|--|
| 市 | ①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 |
| 県 | ①被害状況のとりまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付 |
| 被災者生活 再建支援法人 | ①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告 |
| 国（内閣府） | 被災者生活再建支援法人への補助金交付等 |

(2) 支援金の支給

「市民支援班（市民課）及び生活再建班（地域福祉課）」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

2.4 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【市民課、地域福祉課】

(1) 制度の概要

「2.3 被災者生活再建支援制度」では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

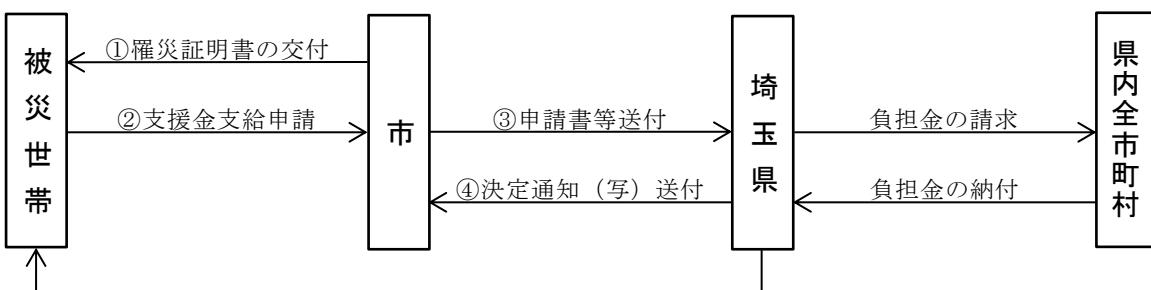
□埼玉県・市町村生活再建支援金

| | |
|---------|---|
| 目的 | 被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 |
| 対象災害 | ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。 |
| 支援対象世帯 | ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 |
| 支援金の額 | ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 |
| 市 | ①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | ①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定 |

(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給

「市民支援班（市民課）及び生活再建班（地域福祉課）」は、被害世帯の支給申請の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続き



④決定通知送付、⑤支援金の支給（口座振込）

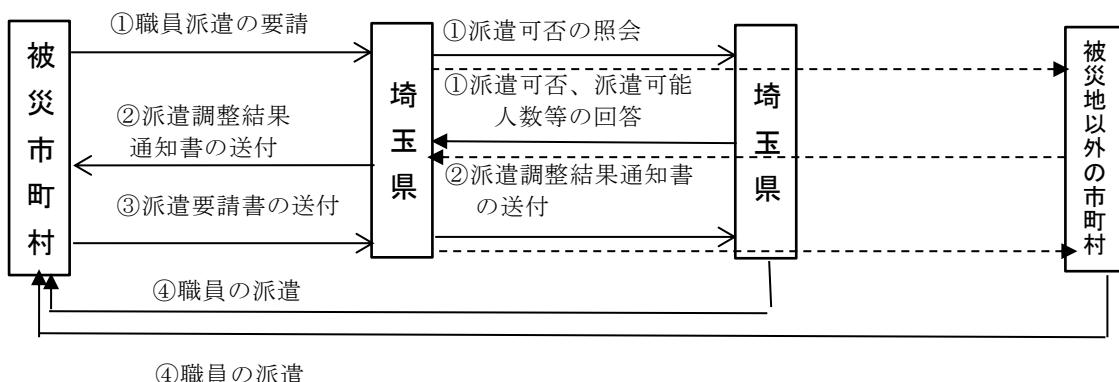
□埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

| | |
|---------|---|
| 目的 | 災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 |
| 対象災害 | ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。 |
| 支給対象世帯 | 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯 |
| 給付金の額 | 50万円（※世帯人数が1人の場合は、37万5千円） |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 署名証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類の送付 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定 |

□埼玉県・市町村人的相互応援の概要

| | |
|------------------|--|
| 目的 | 災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。 |
| 対象災害 | 災害対策基本法（昭和36年保率第223号）第2条第1号に規定する災害 |
| 対象災害の規模 | 被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。 |
| 被災市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣期間に対して派遣要請書を提出 ④応援職員の受け入れ |
| 被災地以外の市町村（派遣市町村） | <ul style="list-style-type: none"> ①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書の受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ①要請市町村から職員派遣要請の受理、市長村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣 |

□埼玉県・市町村人の相互応援による職員派遣手続



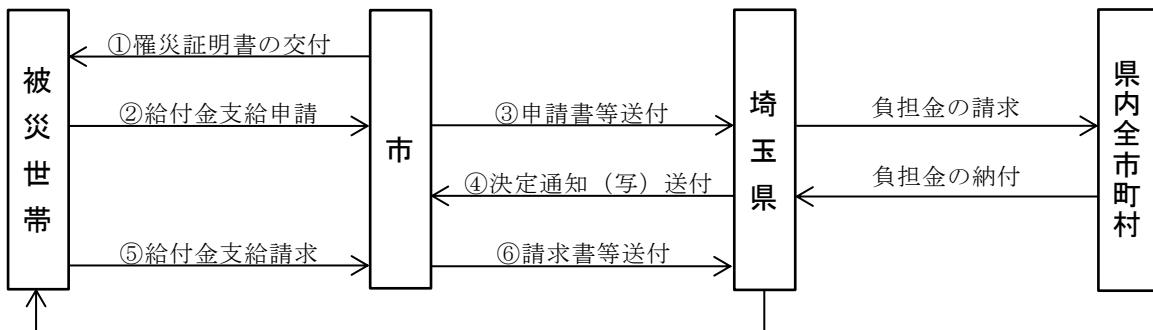
□埼玉県・市町村家賃給付金の概要

| | |
|---------|---|
| 目的 | 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。 |
| 給付対象世帯 | <p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由 |
| 給付金の額 | <p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p> |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定 |

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の支給

「市民支援班（又は地域福祉課）」は、被害世帯の支給申請及び支給請求の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。

□給付金の支給手続き



④決定通知送付、⑦給付金の支給（口座振込）

2.5 災害復興住宅融資【都市計画課】

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

『【資料】第2.24「住宅復興資金」』参照

2.6 租税等の徴収猶予及び減免等【課税課、収納課、国保年金課、

保育幼稚園課、長寿支援課】

被災した納稅義務者等に対し、地方税法又は市条例等により、期限の延長及び減免等を行うときは、それぞれの実態に応じて適時適切に講じるものとする。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、災害により被災者の納付すべき市税について、法令及び条例等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

□減免

- ① 市民税（吉川市税条例第51条）
罹災した納稅義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
- ② 固定資産税（吉川市税条例第71条）
罹災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。
- ③ 特別土地保有税（吉川市税条例第139条の3）
罹災した土地の被災の程度に応じて減免を行う。
- ④ 国民健康保険税（吉川市国民健康保険税条例第25条）
罹災した納稅者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 国民年金保険料の免除（国民年金法第90条）

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、市が申請を受け、内容を確認し、日本年金機構が審査・決定を行う。

(4) 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条）

被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき保険料を減免する。

①減免（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その給付金額を限度として、6ヶ月以内の期間に限って徴収を猶予する。

(5) 保育料の減免（吉川市子ども・子育て支援法等施行条例第8条）

災害により著しい損失を受け、保育料を納付することが困難と認められるときは、保育料を減免する。

(6) 介護保険料の徴収猶予及び減免（吉川市介護福祉総合条例第20条・第21条）

災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、その損失の程度に応じて徴収の猶予及び減免する。

(7) 介護保険利用者負担額の減免（吉川市介護福祉総合条例施行規則第426条）

災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、その損失の程度に応じて減免する。

2.7 就労支援【商工課】

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者の状況の把握に努め、状況によって臨時職業相談窓口の設置などの措置を国（越谷公共職業安定所）に要請する。また、国等が行う職業のあっせん等の措置について、被災者へ情報提供を行う。

(1) 公共職業安定所による職業のあっせん（国：埼玉労働局）

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。

- ① 臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- ③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

④ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋

(2) 雇用保険の失業等給付に関する措置（国：埼玉労働局）

① 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。

② 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。

(3) 未払賃金立替払制度（国：埼玉労働局）

災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続きを速やかに行う。

2.8 生活保護【地域福祉課】

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対しておおむね次の措置を講じるものとする。

生活保護の申請をされた被災者世帯に対し、生活保護法に基づく保護の要件に適合しているか調査の上、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

2.9 郵便事業に係る措置【日本郵便(株)】

日本郵便㈱は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便㈱が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

④ 利用の制限及び業務の停止

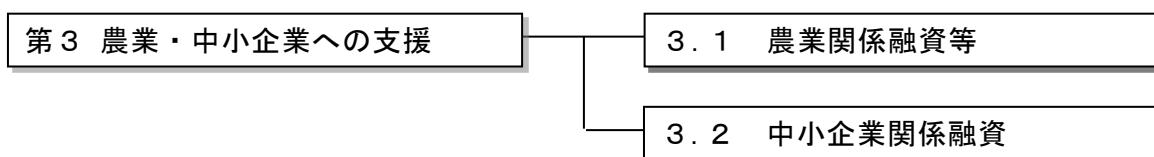
重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第3 農業・中小企業への支援

本市は、地震により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援制度による融資や補助の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。



3.1 農業関係融資等【農政課】

被災した農業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」等に基づき融資する。また、県は、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

(1) 資金融資

- ① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく資金融資
- ② 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資措置
- ③ 株日本政策金融公庫による資金貸付

『【資料】第2. 25 「被災農林漁業関係者への融資制度』参照

(2) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく補助措置

県は、隣接する市町村の区域に10ha以上の農作物減収被害があった場合等、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき「特別災害」として指定し、市と連携し、肥料・農薬・種苗の購入費等の補助を行う。

(3) 農業災害補償

農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

3.2 中小企業関係融資【商工課】

被災した中小企業は、県の経営安定資金（災害復旧関連）を利用できる。

また、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫）の融資及び県の制度融資、信用保証協会による融資の保証により、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

① 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた資付金（公益財団法人埼玉県産業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

② 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

③ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

④ 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

⑤ 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

『【資料】第2.26「被災中小企業への融資制度」』参照

第2節 公共施設等の復旧計画

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。関係する災害復旧事業計画の種類は以下のとおりとする。

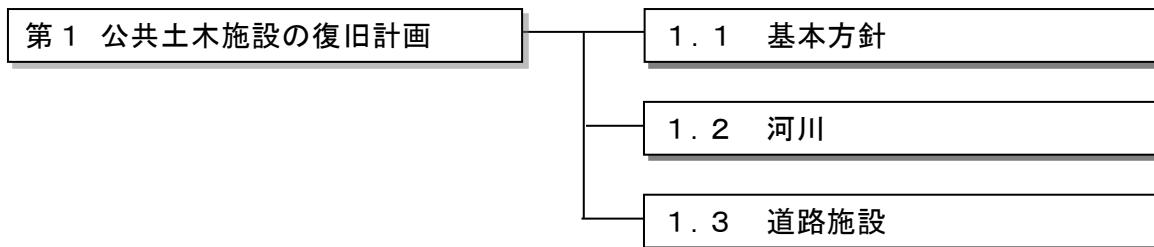
第1 公共土木施設の復旧計画

第2 都市施設の復旧計画

第1 公共土木施設の復旧計画

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。



1.1 基本方針【関係各課】

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業計画の種類は次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑪ その他の計画

(3) 財政援助及び助成計画の作成

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

国は、次の財政援助根拠法令等に基づき、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法

(4) 災害復旧事業の実施

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

1.2 河川【河川下水道課】

河川管理者は、河川が災害等により被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ① 護岸の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの。
- ③ 河川の護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋立てで、流水のそ通を著しく阻害するもの。

1.3 道路施設【道路課】

道路管理者は、道路、橋梁、道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

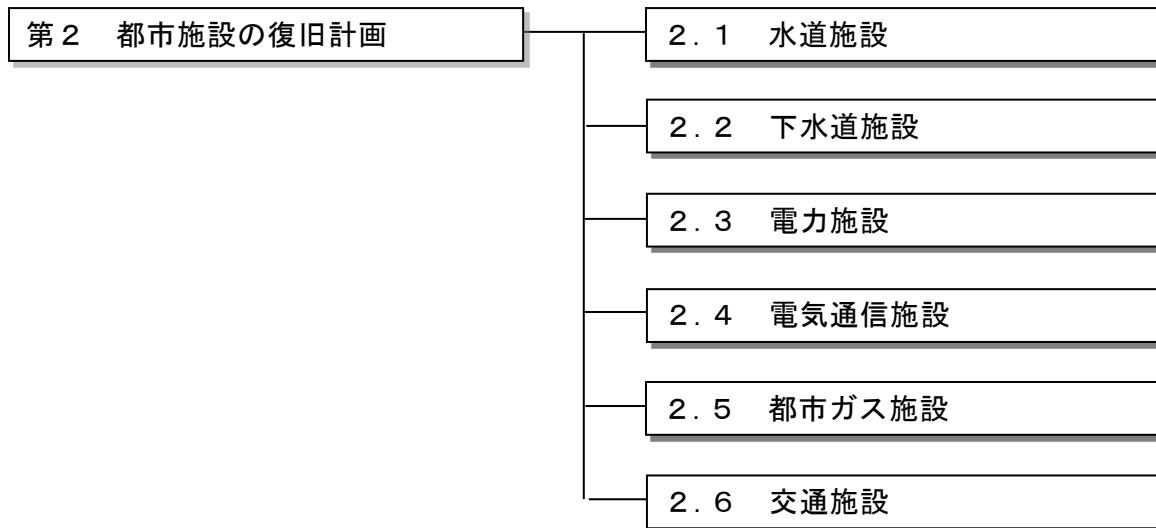
公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ① 道路の埋没又は決壊により、交通が不可能又は著しく困難であるもの。
- ② 道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより、二次災害が生じるおそれのあるもの。

第2 都市施設の復旧計画

災害時には、上下水道施設、電力施設、電気通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。これらの施設は、市民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。

このため、これらの施設の機能を一刻も早く回復し再開することが必要である。



2. 1 水道施設 【 水道課 】

復旧に際しては、配水調整等により順次給水区域を拡大しつつ速やかに復旧に努める。

(1) 施設復旧の優先順位

- ① 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水管（特に重要と認められる管路）
- ② 一般管路（配水管等）

(2) 管路における復旧順位

- ① 送配水本管復旧
 - <第1段階> 送水管及び給水上重要な主要配水幹線
 - <第2段階> 主要配水幹線に準じる管路及び必要と認められる管路
- ② 配水小管復旧
重要と認められる管路を優先し、順次復旧に努める。

2. 2 下水道施設 【 河川下水道課 】

施設復旧の順位は、下水道幹線及び処理場等の復旧状況を中川水循環センターと調整しつつ、幹線管渠を優先し、続いて枝線及びポンプ場等、順次速やかに復旧して処理可能な区域の拡大に努める。

2. 3 電力施設 【 東京電力パワーグリッド(株)川口支社 】

復旧の順位は、原則として、人命にかかる施設、対策の中核である官公署、生活安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度を考慮し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

2.4 電気通信施設【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

(1) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、復旧順位については被害状況、通信を通す状況、回線構成、公共の利益等の実績を考慮し、できる限り各回線の均衡を図って復旧する。

(2) 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとる。

□重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）

| | |
|------|--|
| 第1順位 | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関 |
| 第2順位 | ガス・水道の供給確保に直接関係のある機関、選舉管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体 |
| 第3順位 | 第1順位、第2順位に該当しないもの |

2.5 都市ガス施設【東彩ガス(株)】

ガスの供給を停止した場合の供給再開については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

(1) 供給施設における措置

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

(2) 供給施設の点検

ガス再供給時のガス漏れ等による二次災害を防止するため、次の点検措置を行う。

① 中圧導管

中圧導管は路線別に点検調査し、必要に応じ被害箇所の修復を行う。

② 整圧器

作動、据付状況等の点検を行い、作動機能を確認する。

③ 低圧本支管

整圧器出側からの本支管についても点検調査を行い、被害が大きい地区については、復旧措置をブロック単位で実施し、順次修復する。

④ 供給の再開

供給を停止した導管系統のうち、点検済みの中圧導管については、ガスのエアーページや気密試験を行い、整圧器以降に低圧導管の検査完了地区ごとに、供給を開始する。

(3) 需要家設備の点検

低圧本支管の点検修理と並行して、各需要家の内管検査及びガスマーターの点検を実施し、必要な補修を行う。

2.6 交通施設【東日本旅客鉄道(株)】

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と災害復旧に際しては、再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。

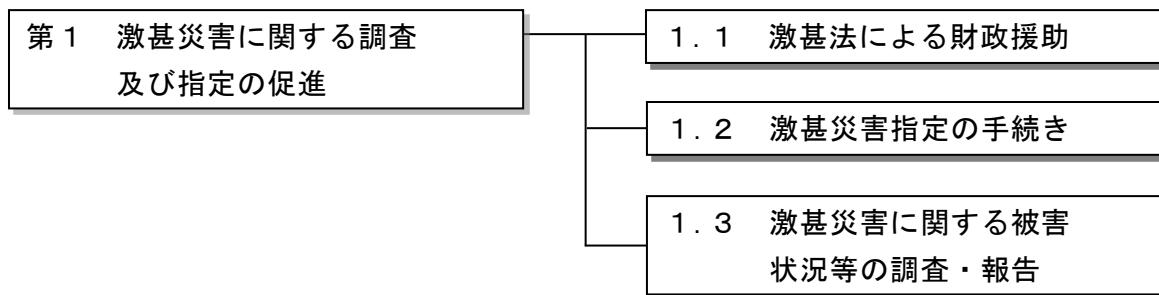
第3節 激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第2 特別財政援助額の交付手続等

第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進



1. 1 激甚法による財政援助【 総括班（危機管理課）、財政班（財政課）】

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律が制定されている。

この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、罹災者に対する特別の助成措置を内容としている。

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

□財政援助措置の対象

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設復旧事業関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・障がい者支援施設等災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
- ・感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・感染症予防事業
- ・堆積土砂排除事業
- ・たん水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助

- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

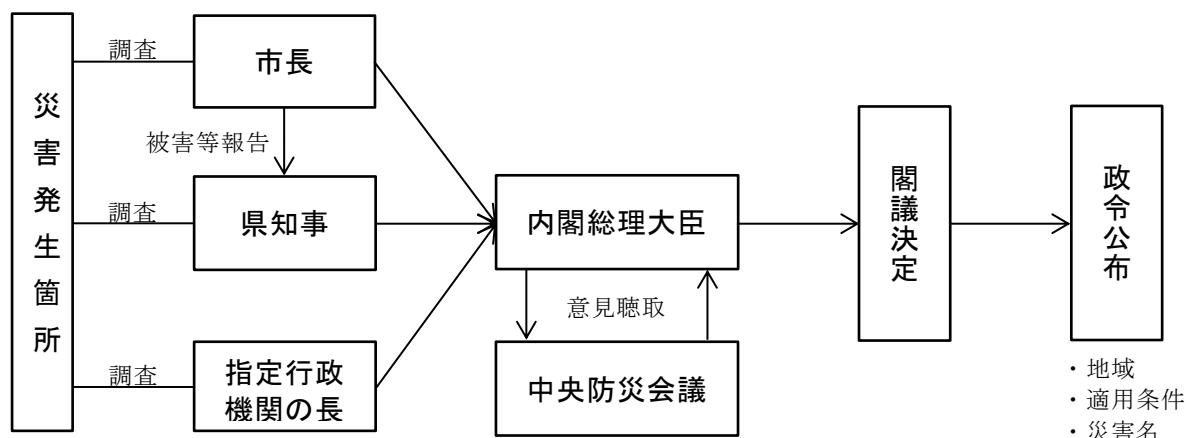
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・日本私学振興財団の業務の特例
- ・市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- ・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

1.2 激甚災害指定の手続き【総括班（危機管理課）】

市長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及び措置の概要を県知事に報告し、これを受けた県知事は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第53条）。

内閣総理大臣は、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聴いた上で、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令の制定により、必要な財政援助措置がとられることなる。

□激甚災害の指定手続き



1. 3 激甚災害に関する被害状況等の調査・報告【総括班（危機管理課）】

(1) 知事への報告

市長は、市内で災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかにその被害状況を県知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対する措置
- ⑥ その他必要な事項

(3) 激甚災害に関する調査

県は、市の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続等【総括班（危機管理課）、

財政班（財政課）】

市長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

第4節 災害復興の基本方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な復興事業を推進する。

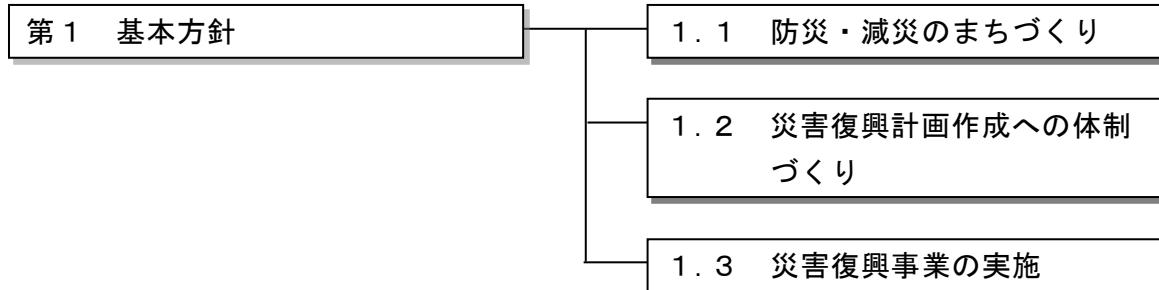
第1 基本方針

第1 基本方針

地震災害によって、本市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成しなくてはならない。

ここでは、復興の際必要となる災害復興計画をより円滑に進めるために、災害復興事業の基本となる方針を定めることにする。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。



1. 1 防災・減災のまちづくり【関係各課】

市は、再度の災害防止とともに、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災・減災のまちづくりを進めるものとする。

復興計画の作成に当たっては、市民の理解を得ることを前提とし、「安全で災害に強い」、「要配慮者に優しく安心して住める」、「互いに協力し、助け合う」などのまちづくりを目指す方針のもとに作成しなければならない。

1. 2 災害復興計画作成への体制づくり【関係各課】

市の災害復興ビジョンをいち早く示すことは、被災した市民に未来への夢をもたらし、復興への目標とエネルギーを生み出す原動力となり、個々の復興事業を円滑に推進することが可能となる。

発災後、できるだけ早い時期に災害復興計画の専門チームを編成し、災害復興ビジョンの速やかな公表を目指すものとする。

(1) 復興に関する事前の取組み

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

(2) 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。当該本部を設置した場合には、災害復興に関する県との連絡調整及び技術的支援のための県派遣職員の受入れなど、必要に応じた支援受入体制を整備する。

(3) 災害復興計画の作成

① 災害復興方針の策定

市は、災害復興計画の基本的な方向性を定める災害復興方針を策定するため、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。また、復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

② 災害復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

当該計画では、必要に応じて以下の事項について計画策定を行なう。

ア 市街地復興に関する計画

イ 産業振興に関する計画

ウ 生活復興に関する計画

エ 上記計画の事業手法、財源確保及び推進体制に関する計画

1.3 災害復興事業の実施【都市計画課、関係各課】

(1) 災害復興事業の実施

市は、災害復興事業に関する専門部署を設置し、県からの技術的、財政的支援を得つつ、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

(2) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市街地復興事業のための行政上の手続きの実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。

① 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。（吉川市は、建築基準法第97条の2の規定に基づき建築主事を置いていることから、県が指定を行うことになる。）

② 被災市街地復興特別措置法上の手続き

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域について指定ができるため、災害復興計画を作成する際には、積極的な活用を図るものとし、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。なお、被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手続きが必要となる。

この法の特徴としては、次のとおりである。

- ア 被災市街地復興推進地域においては、建築制限期間が2年間である。
- イ 建築行為等の許可が得られないとして、買収の申し出があった場合、特別な事情がない限り、県知事は時価で買い取る。
- ウ 住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域内の被災市街地復興土地区画整理事業で、復興共同住宅区を定めることができる。
- エ 第二種市街地再開発事業の適用条件の緩和が受けられる。
- オ 公営住宅等の入居資格を3年間除外することができる。